第三セクター等の情報公開

作成基準日		令和7年3月	日現在 作成担当部署 教育管理部 スポーツ課					業務概要			
第三セクター	名称		一般財団法人米沢市スポーツ協会						【目的】 米沢市におけるスポーツの振興と市民の健康 及び体力の保持増進を図り、スポーツを通し て健康で活力に満ちた社会の実現に寄与す る。		
	代表者		会長 土田良雄								
	所在地		〒992 -0012								
	設立年月日		平成26年10月1日 ホームページアドレス:						【業務内容】 (1) スポーツに関する基本方針の確立(2) スポーツに親しむ、スポーツを楽しむ、スポー		
資本金		3, 000	千円(市出資等額: 3,000 千円、出資等割合: 100.0%))	ツを支える活動(3)米沢市の体育スポーツに 関する事業への協力(4)国民体育大会等への 選手派遣(5)市民総合体育大会並びに各種ス			
役職員の状況 ※臨時・パート を除く	役員数(うち地方公共団体 出向者・退職者)		役員平均年齢 役員の平均年収 (千円)		職員数(うち地方公共 団体出向者・退職者)		職員平均年齢 職員の平均年収 (千円)		ポーツ大会の開催(6)体育 手の表彰(7)加盟団体の指 と相互の連絡融和(8)社会	功労者及び優秀選 導並びに強化発展	
	29名 (0名)		69歳	なし	2名(0名)	59歳		1, 944	及びスポーツ教室等各種スポーツの普及事業 (9) 体育並びにレクリエーション行事の企 画、運営(10) スポーツ少年団の育成(11) スポーツ及び体育施設の整備並びに調査研究 (12) その他この法人の目的達成に必要な事業		
		項目	前々年度	金額(千円) 前年度	6年度		項目	前々年度	金額(千円) 前年度	6年度	
	賃	資産合計	7, 836	7, 379	5, 988	+8	当期における売上 高又は総収入	18, 419	17, 340	18, 489	
財務状況	借対	負債合計	1, 197	1, 907	871	損益計算書から	(うち市からの指定 管理料・補助金・	(16, 733)	(15, 463)	(16, 558)	
	照表か	(うち有利子負債)	(0)	(0)	(0)		经党指益	1, 463	-1, 002	-210	
	ري	資本合計(又は正味財 産合計)	6, 639	5, 472	5, 117		当期損益	1, 317	-1, 167	-355	
		(資本合計) - (資本金)	3, 639	2, 472	2, 117		減価償却前 当期損益	1, 463	-1, 002	-210	
第三セクター ・ ・ ・ ・ の関与の状況	(1)財政的支援		金額(千円) ### (日本、中本、年刊4日46年)								
	項目		前々年度								
	①補助金(助成金)		8, 543	8, 321	8, 369	米沢市スポーツ協会事業補助金					
	②利子補給金										
	③税の減免額										
	④その他()										
	小計		8, 543	8, 321	8, 369						
	⑤損失補償契約に伴う 金利軽減額										
	⑥出資金、低利貸付等に 伴う機会費用										
	小計		-	-	-						
	合計		8, 543	8, 321	8, 369						
	参考(指定管理料・委託 料)										
	(2)その他の財政的支援		金額(千円)					備考(目的、内容			
	項目		前々年度	6年度							
	①損失補償契約に係る 債務残高					な	L				
	②貸付金残高					な	L				
	③出資金					な	L				
	슴計		-	-	-						
地方公共団体による監査結果											
地方公共団体による点検評価の結果	経営状況についての 予備的診断における評価		⇒ A:経営努力を行いつつ継続 B ⇒ B:事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要 ⇒ C:深刻な経営難にあり、経営の観点から事業の存続を含めた検討が必要								
	今後	後の方向性:(存続、民間	間譲渡、完全民営化など)		存続						
	今後	後の方向性に関するコメ	ント、克服すべき課題		自主事業の推進や賛助会員の拡大による財政基盤の確立と、業務体制の見直しによる組織強化を図る。						
		その他なし									
その他の特記事項	なし	,	1								
	<u> </u>		に当たって公益法人会								

[○] 公益法人については、5.財務状況の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えること。 ○ 当該様式に関して関係法令等の改正があった場合には適宜対応すること。